

## 重要事項説明書

(外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設入居者生活介護サービス)

あなたに対する外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設入居者生活介護サービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 広島県同胞援護財団
主たる事務所の所在地	広島市中区大手町三丁目9番25号
代表者の氏名	理事長 久保 徹
設立年月日	昭和27年5月17日
連絡先	TEL(082)246-3200 FAX(082)248-6903
ホームページアドレス	<a href="http://www.dohen.or.jp/">http://www.dohen.or.jp/</a>

### 2. 利用事業所

施設の名称	千歳園外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設
指定事業所番号	広島県知事指定 第3470206842号
施設の所在地	広島市西区山田新町二丁目7番2号
管理者	山本 亮介
開設年月日	平成18年10月1日
連絡先	TEL(082)272-5181 FAX(082)273-8795
実施しているその他の事業	養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所・特別養護老人ホーム 訪問介護事業所・居宅介護支援事業所

### 3. 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	ホームは、介護保険法令に従い特定施設・介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画書」という）の作成、入居者の安否の確認、生活相談等（以下「基本サービス」という）、並びにホームが委託する介護・介護予防サービス事業者（以下「受託介護サービス事業者」という）が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的とします。
運営の方針	① ホームは、特定施設サービス計画に基づき、受託介護サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要介護状態になった場合でも、ホームにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。 ② ホームは、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

#### 4. 利用事業所の設備概要

##### 外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設

敷地	2788.88 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建
	延床面積	3595.01 m <sup>2</sup>
利用定員	50名	

##### (1) 居室

##### 外部サービス利用型特定施設

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	20	12.48 m <sup>2</sup>	12.48 m <sup>2</sup>
2人部屋	15	16.96 m <sup>2</sup>	8.48 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	特色
食堂	1	118.46 m <sup>2</sup>	
一般浴室	1	26.06 m <sup>2</sup>	
医務室	1	24.62 m <sup>2</sup>	
便所	1階：1箇所 3階：共同2箇所 個室20箇所		個室には全室完備 ウォシュレット設備有
静養室	2	21.11 m <sup>2</sup>	

#### 5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	8：30～17：30	月に9日
生活相談員	8：30～17：30	月に9日
介護職員	日勤・早出・遅出・夜勤	月に9日
計画作成担当者	8：30～17：30	月に9日

<配置職員の職務内容>

管理者	ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、ホームの職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	入居者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。
計画作成担当者	入居者に係る特定施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保します。
介護職員	入居者の日常生活上の安否確認、援助業務を行います。

6. サービスの内容と利用料

(1) 受託契約事業者

① 指定訪問介護

名称 : 訪問介護事業所 千歳園

所在地 : 広島市西区山田新町二丁目7番2号

② 指定訪問看護

名称 : 訪問看護ステーション ハローナース西広島

所在地 : 広島市西区田方二丁目16番45号

③ 指定通所介護

名称 : IGLデイサービス美鈴が丘

所在地 : 広島市佐伯区美鈴が丘東4丁目14番1号

名称 : ひろき苑デイサービスセンター広島西

所在地 : 広島市西区山田新町1丁目23番22号

④ 指定訪問リハビリ

名称 : 西広島リハビリテーション病院

所在地 : 広島市佐伯区三宅六丁目265番地

⑤ 指定福祉用具貸与

名称 : ライフケア広島

所在地 : 広島市西区商工センター四丁目15番17号

名称 : 株式会社カワムラ シンプルケア

所在地 : 広島市東区曙三丁目3番19号

⑥ 指定通所リハビリテーション

名称 : 西広島幸楽苑

所在地 : 広島市西区田方二丁目16番45号

(2) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	食堂への誘導、お膳の配・下膳の介助、食事中の見守り食後の口腔ケアの介助等を行います。	特定施設サービス 計画作成の上、状態に合わせてサービスを提供させていただきます。介護保険サービスの自己負担は、「介護負担割合証」に記載のある割合（1割・2割・3割）をお支払いいただきます。ご確認ください。
排泄	状態に合わせて、排泄の介助を行います。（ポータブル交換の清掃も含む）	
入浴・清拭	入浴日 週に3日 入浴時間 9時～11時 清拭：入浴日に入浴できない方は希望により清拭を行います。	
離床	寝たきり防止のため、できる限り離床に努めます。	
整容	個人としての尊厳に配慮し、整容の援助を行います。	
シーツ交換	シーツ交換実施します。	
居室清掃	居室清掃実施します。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯をします。	
デイサービス利用	通所し、体操やレクリエーションなどを行います。	
デイケア利用	西広島幸楽苑に通所し、集団リハビリなどを行います。	
訪問リハビリ利用	訪問リハビリテーションセンターのスタッフ（作業療法士）が医師の指示のもとに機能訓練を行います。	
訪問看護利用	訪問看護は主治医の指示のもと安心して生活を送れるよう、ひとりひとりの状態に合わせた「看護」「リハビリテーション」の提供します。	
福祉用具レンタル	入所者の状態に応じて福祉用具をレンタルします。	
健康管理	心身の状態について必要な観察を行い、健康管理に努める。また、必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関及び家族等に連絡し、適切な措置を講じます。	
介護相談	入所者とその家族からの相談に応じます。	

## (3) サービス利用料金&lt;介護保険給付対象のサービス&gt;

外部サービス利用型特定施設 要介護1から5の利用者

項目	内容	単位	金額
基本部分	外部特定生活介護	84	877 円/回
訪問介護 (身体介護)	15分未満	94	982 円/回
	15分以上30分未満	189	1,975 円/回
	30分以上45分未満	256	2,675 円/回
	45分以上1時間未満	341	3,563 円/回
	1時間以上1時間15分未満	426	4,451 円/回
	1時間15分以上1時間30分未満	511	5,339 円/回
	1時間30分以上	※90分を超える場合は 15分増すごとに376円加算。	
訪問介護 (生活介護)	15分未満	48	501 円/回
	15分以上30分未満	94	982 円/回
	30分以上45分未満	142	1,483 円/回
	45分以上1時間未満	190	1,985 円/回
	1時間以上1時間15分未満	214	2,236 円/回
	1時間15分以上	256	2,675 円/回
訪問看護	20分未満	282	2,946 円/回
	30分未満	423	4,420 円/回
	30分以上1時間未満	739	7,722 円/回
	1時間以上1時間30分未満	1,013	10,585 円/回
通所介護 ※6時間以上7時間 未満の場合の料金	要介護1	526	5,496 円/回
	要介護2	620	6,479 円/回
	要介護3	716	7,482 円/回
	要介護4	811	8,474 円/回
	要介護5	907	9,478 円/回
通所リハビリ ※6時間以上7時間 未満の場合の料金	要介護1	639	6,677 円/回
	要介護2	760	7,942 円/回
	要介護3	877	9,164 円/回
	要介護4	1,016	10,617 円/回
	要介護5	1,153	12,048 円/回
訪問リハ	1回 (20分) につき	276	2,884 円/回
障害者等支援加算		20	209 円/回
サービス体制提供加算		18	188 円/回

※介護職員等処遇改善加算については、利用したサービスの総単位数に12.8%加算されます。

※1単位あたり10.45円

外部サービス利用型介護予防特定施設 要支援1・2の利用者

項目	内容	単位	金額
基本部分	予防外部特定生活介護	57	595 円/回
予防訪問介護Ⅰ	概ね週1回の利用	1,032	10,784 円/回
予防訪問介護Ⅱ	概ね週2回の利用	2,066	21,589 円/回
予防訪問介護Ⅲ	概ね週3回の利用（要支援2のみ）	3,277	34,244 円/回
予防訪問介護Ⅰ・日割	予防訪問介護Ⅰ（日割計算の場合）	34	355 円/回
予防訪問介護Ⅱ・日割	予防訪問介護Ⅱ（日割計算の場合）	68	710 円/回
予防訪問介護Ⅲ・日割	予防訪問介護Ⅲ（日割計算の場合）	108	1,128 円/回
予防訪問看護	20分未満	273	2,852 円/回
	30分未満	406	4,242 円/回
	30分以上1時間未満	715	7,471 円/回
	1時間以上1時間30分未満	981	10,251 円/回
予防通所介護	要支援1	1,511	15,789 円/回
	要支援2	3,099	32,384 円/回
	運動器機能向上加算	203	2,121 円/回
予防通所リハビリ	要支援1	2,041	21,328 円/回
	要支援2	3,805	39,762 円/回
予防外部訪問リハ	1回（20分）につき	268	2,800 円/回
予防特定施設障害者等支援加算		20	209 円/回
予防特定施設サービス体制提供加算		18	188 円/回

※介護職員等処遇改善加算については、利用したサービスの総単位数に12.8%加算されます。

※原則特定施設サービス計画に基づきサービスを提供し請求を行います。随時対応を要するサービスが提供された場合は請求させていただくことがあります。

※1単位あたり10.45円

#### (4) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

##### ① 支給限度額を超えての介護サービスの利用。

外部サービス利用型特定施設入所者生活介護費支給限度額

介護度	支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,355単位
要介護2	18,362単位
要介護3	20,490単位
要介護4	22,435単位
要介護5	24,533単位

※予防給付は、居宅サービス区分支給限度額と同じ。

##### ② 理美容

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスを利用出来ます。

利用料金：要した費用の実費。

##### ③ 日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。（オムツ代金等）

##### ④ 入居者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用。

#### (5) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は月末に計算し、翌月25日に預り通帳から払い戻します。尚、現金払いについては請求書到着後、月末までにお支払いいただきます。

#### (6) 利用料が減額となる制度

高額介護サービス費 (※要介護1～5の方のみ)	世帯の1ヶ月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合に、超えた金額が高額介護サービス費として介護保険から支給されます。
介護保険サービス利用者負担加算	本人の経済状況が他入所者と比較し、不合理であると市長が認める場合は収入に応じて市から補助を受けることができます。

#### 7. 事故発生時の対応について

##### (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録することといたします。

##### (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとしていたします。

8. 苦情等申立窓口

利用者相談窓口	受付時間	8：30～17：30 日曜・祝祭日及び年末年始は除く
【苦情受付担当者】 特養千歳園 副施設長 高松 貴宏 【苦情解決責任者】 養護千歳園 施設長 山本 亮介 【第三者委員】 伊藤 唯道 (連絡先) 090-3975-2853 林 誠 (連絡先) 090-4106-8550	連絡先	電話 (082) 272-5181 場所 養護老人ホーム千歳園
	苦情対応の手順	<p>(1) 苦情の受付</p> <p>苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることでもあります。</p> <p>(2) 苦情受付の報告・確認</p> <p>苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。</p> <p>(3) 苦情解決のための話し合い</p> <p>苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。</p> <p>ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認</p> <p>(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介） 本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。</p>
広島市西区厚生部健康長寿課介護保険係		電話 (082) 294-6585
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課		電話 (082) 554-0783
社会福祉協議会広島県福祉サービス運営適正化委員会		電話 (082) 254-3419

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	平成13年11月27日 実施
------------	----------------

10. 協力医療機関

医療機関の名称	広島中央保健生活協同組合 福島生協病院
院長名	田代 忠晴
所在地	広島市西区都町4番7号
電話番号	(082) 292-3171

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	桂歯科医院
院長名	桂 和之
所在地	広島市佐伯区隅の浜三丁目9番1号
電話番号	082-925-6025

## 12. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設千歳園消防計画」に則り対応を行います。																
近隣との協力関係	山田地区自主防災会連合会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。																
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設千歳園消防計画」に則り年6回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。																
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>避難階段</td> <td>非常警報設備</td> </tr> <tr> <td>避難口（非常口）</td> <td>避難器具</td> </tr> <tr> <td>防火戸・防火シャッター</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>防火用水</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>消化器具</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>防火カーテン</td> </tr> <tr> <td>非常通報設備</td> <td></td> </tr> </table>	避難階段	非常警報設備	避難口（非常口）	避難器具	防火戸・防火シャッター	誘導灯及び誘導標識	屋内消火栓設備	防火用水	屋外消火栓設備	非常用電源設備	スプリンクラー設備	消化器具	自動火災報知設備	防火カーテン	非常通報設備	
避難階段	非常警報設備																
避難口（非常口）	避難器具																
防火戸・防火シャッター	誘導灯及び誘導標識																
屋内消火栓設備	防火用水																
屋外消火栓設備	非常用電源設備																
スプリンクラー設備	消化器具																
自動火災報知設備	防火カーテン																
非常通報設備																	
消防計画等	広島市西消防署への届出日 2021年10月7日 防火管理者 山本 亮介																

## 13. 留意事項

来訪・面会	面会時間 8:00～20:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会カードに記入をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用ください、これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。医師の指示の下、喫煙・飲酒をお控えいただく場合があります。
集団生活	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用時の所持品については、記名をお願いします。
現金等の管理	原則、当施設において現金の管理は行いません。
禁止事項	<p>下記の行為は禁止します。</p> <p>①ハラスメント、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為</p> <p>②ガソリン・灯油・ライター等の爆発・火災につながる危険物、スタンガン・クロスボウ・包丁・ナイフ等の殺傷につながる危険物、有毒ガス等の危険性刺激物の施設内への持ち込み</p> <p>③施設内で見聞きした個人情報の外部への流出</p> <p>④施設内へのペットの持ち込み及び飼育</p> <p>⑤施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動</p>